

2024年2月2日

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 齊藤 正行 様

公益社団法人日本理学療法士協会
会長 齊藤 秀之
一般社団法人日本作業療法士協会
会長 山本 伸一
一般社団法人日本言語聴覚士協会
会長 深浦 順一

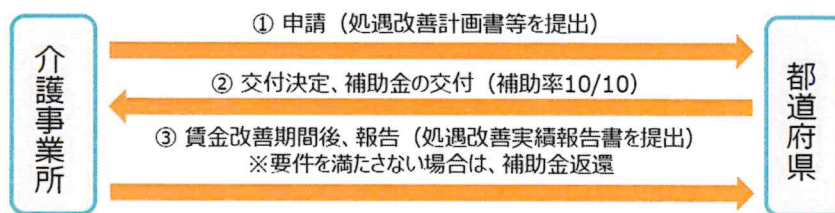
介護職員処遇改善支援事業等、障害福祉サービス事業所における福祉・介護職員の処遇改善
の収入を活用した理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の処遇改善について（お願い）

平素より理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、3療法士）に係る活動にご理解とご協力を賜
り心より感謝申し上げます。

さて、令和5年度補正予算に基づき、「介護職員処遇改善支援事業等」、「障害福祉サービス事業所
における福祉・介護職員の処遇改善」が実施されることとなりました。この施策は、介護・障害福祉分
野における人材確保のための賃金の引き上げを目的としたものであり、事業所の判断により3療法士
も対象職種として認められております。関係団体各位におかれましては、本件をご周知いただくとともに、
本事業の補助金が3療法士の処遇改善にも充てられ、3療法士が他産業へ流出することを防ぐことで、リ
ハビリテーションが必要な方に十分なサービスが提供されるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

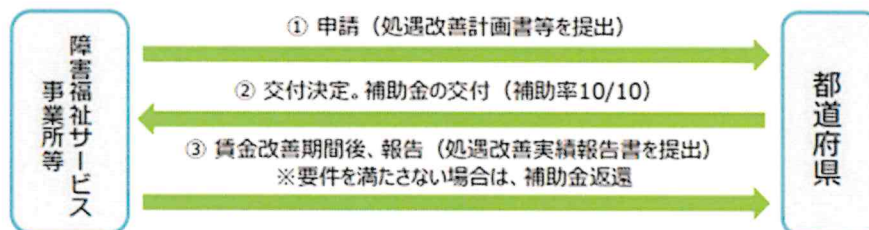
1. 施策名：介護職員処遇改善支援事業等

- 1) 施策の目的：春闘における賃上げに対し、介護業界の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な介護人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、介護職員の更なる処遇改善を行う。
- 2) 施策の概要：介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員等ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を行う。
- 3) 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等
 - 対象期間：令和6年2月～5月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
 - 補助金額：対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1人当たり **月額平均6,000円の賃金引上げ**に相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
 - 対象職種：介護職員（**事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。**）



2. 施策名：障害福祉サービス事業所における福祉・介護職員の処遇改善

- 1) 施策の目的：春闘における賃上げに対し、介護業界の賃上げが低水準であることを踏まえ、必要な障害福祉人材を確保するため、令和6年の民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、障害福祉職員の更なる処遇改善を行う。
- 2) 施策の概要：障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、福祉・介護職員ベースアップ等支援加算に上乗せする形で、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を行う。
- 3) 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等
 - 対象期間：令和6年2月～5月の賃金引上げ分（以降も、別途賃上げ効果が継続される取組を行う）
 - 補助金額：対象障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり **月額平均6,000円の賃金引上げ**に相当する額。対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。
 - 対象職種：福祉・介護職員（**事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。**）



厚生労働省発表 「令和5年度補正予算案の主要施策集」より一部抜粋。本会事務局が強調箇所を太字に編集。

https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/23hosei/d1/23hosei_20231110_01.pdf

【○医療・介護・障害福祉分野の職員に対する処遇改善に向けた支援】P3-4